

令和 6 年度 第 1 回草津市スポーツ推進審議会 次第

日時 令和 6 年 5 月 8 日（水）

18:00～20:00

場所 草津市役所 8 階大会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 前回までの振り返り . . . 資料 1、2

(2) 配置図 . . . 資料 3

(3) 維持管理方法の検討 . . . 資料 4

(4) 全体整備計画（想定事業スケジュール） . . . 資料 5

(5) 計画素案 . . . 資料 6

3. その他

4. 閉会

基本計画策定の背景・趣旨

(第2回審議会のご意見より)

1 基本計画策定の背景

1-1 屋外スポーツ施設の減少

草津市立クリーンセンターに併設されていた屋外スポーツ施設※（以下、「旧施設」という。）がクリーンセンターの老朽化に伴う更新整備の建て替え用地となり平成27年11月末をもって廃止された。

このことで、市内の屋外スポーツ施設が減少し、市民からは新たな施設を求める声があがっていた。

1-2 候補予定地の確保

候補予定地の検討を進めていた中で、令和4年5月に馬場町から候補予定地の提案を受け、施設整備の具体的な検討を進めることが可能となった。

2 基本計画策定の趣旨

これらを背景に施設整備の検討に当たっては、旧施設が廃止されてから数年が経過し、この間、当該施設がないことによる、市内のスポーツ環境への影響や変化について検証するとともに、自然が残されている候補予定地の特性を活かしながら、スポーツを軸としてコミュニティの中で人の心に楽しみや喜び、充実感をもたらす※ウエルビーイングを高められる施設とする。

また、昨今頻発する大規模災害にも対応するための防災機能を付加することとした。

以上のことを踏まえ、草津市スポーツ推進審議会において、新たに整備する本施設に求められる機能や役割を審議し、この度、施設整備の方向性等を定めた「（仮称）新志津運動公園整備基本計画」を策定するものである。

※ウエルビーイング：Well（よい）と Being（状態）が組み合わさった言葉で、「よく在る」「よく居る」状態、心身ともに満たされた状態を表す概念です。元々は「健康的な・幸せな」を意味する、16世紀のイタリア語「benessere（ベネッセレ）」を始源としています。

駐車台数等の設定

(第2回審議会のご意見より)

1 予定地周辺の公共交通の状況

(仮称)新志津運動公園予定地の周辺には、現在バス路線は無く、自動車による来園を考慮するなど、訪れやすさを確保することが課題である。

2 旧施設の駐車場収容台数

旧施設の駐車台数が 97 台であり、(仮称)新志津運動公園は同等の規模・機能を有することから、約 100 台程度の駐車台数を確保することがひとつの目安となる。

3 駐車台数の検討

3-1 運動公園の一般的な駐車台数

「令和3年度都市公園利用実態調査報告書／国土交通省都市局公園緑地・景観課」の調査結果に示される交通手段の比率を用いると、(仮称)新志津運動公園と同じ面積(約 1.5ha)の運動公園の駐車場必要台数は 75 台となる。

表1 交通手段別利用人員(運動公園の一般値)

	徒歩	自転車	バス電車等の 公共交通機関	貸切バス	自動車	バイク	その他
交通手段の 比率(%) ※	20.6%	11.4%	5.0%	0.3%	59.4%	1.1%	0.2%
休日 利用人数(人)	51.5 人	28.5 人	12.5 人	0.8 人	148.5 人	2.8 人	0.5 人

※ 令和3年度都市公園利用実態調査より

表2 必要駐車台数(運動公園の一般値)

	来園者数	乗車人員	必要台数
自家用車	148.5 人	÷ 2.0 人/台	= 75 台

※ 乗車人数は平均 2.0 人(1~3 人/台)とする。

上記は運動公園における一般値であるが、(仮称)新志津運動公園の立地条件、交通条件を踏まえた算定結果を次頁に示す。

3-2 (仮称)新志津運動公園の駐車台数

a. 駐車台数の算定

ここでは、(仮称)新志津運動公園の休日における試合以外の一般利用を想定する。
(仮称)新志津運動公園の立地条件やバス路線が無いことをふまえると、上記の一般値のうち、徒歩およびバス電車等の公共交通機関で訪れる来園者は極めて少なく、これらは自動車により来園すると想定されることから、駐車場の必要台数は100台となる。

また、バスの必要台数は2台であるが、大会によってはさらに多くの来場者も想定されるため、2台以上の大型バス駐車場の設置が必要である。

また、自転車・バイクでの来場も想定し、次表の自転車・バイクでの利用人数から駐輪場30台程度を確保する。

表3 交通手段別利用人員 ((仮称)新志津運動公園の場合)

	徒歩	自転車	バス電車等の公共交通機関	貸切バス	自動車	バイク	その他
交通手段の比率(%) ※	0%	11.4%	0%	5.3%	80.0%	1.1%	0.2%
休日利用人数(人)	0人	28.5人	0人	13.3人	200人	2.8人	0.5人

※ 令和3年度都市公園利用実態調査より

※

表4 必要駐車台数 ((仮称)新志津運動公園の場合)

	来園者数	乗車人員	必要台数
自家用車	200人	÷ 2.0人/台 =	100台
貸切バス	13.3人	÷ 10人/台 =	2台

※ 乗車人数は平均2.0人(1~3人/台)とする。

b. 車いす使用者用駐車ます数

車いす使用者駐車施設については、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例 改訂版 施設整備マニュアル／滋賀県」第IV章 駐車場に関する事項(IV 2 頁)に、全駐車台数が105台の場合、3台以上設置することを目安にすることが示されていることから、3台確保する。

資料 2

3-3 (仮称)新志津運動公園の駐車台数 (試合を考慮した場合)

想定される試合ごとに、出場者・引率者、観客、審判の人数を想定し、全員が自家用車で来場する場合 (貸切バス、自転車等では訪れない) を想定し、必要駐車台数を算出した結果、前述の駐車台数とほぼ同じ約 100 台が必要となったことから、駐車台数はおおむね 100 台が妥当である。

表5 想定試合別の必要駐車台数 (想定)

		出場者・引率者								観客			審判			合計必要駐車台数
		出場選手数	控え選手数	保護者数	コートの面数	1面あたりのチーム数	最大時の選手・保護者数	車1台当り乗車人数	必要駐車台数	観客数 (保護者を除く)	車1台当り乗車人数	必要駐車台数	審判数	車1台当り乗車人数	必要駐車台数	
フットサル (5人制)	大人	5人	5人		3面	2	60人	1人	60台	30人	1人	30台	4人/面	1人	12台	102台
	子供	5人	5人	10人	3面	2	120人	2人	60台	30人	1人	30台	4人/面	1人	12台	102台
サッカー (11人制)	大人	11人	11人		1面	2	44人	1人	44台	22人	1人	22台	4人/面	1人	4台	70台
	子供	11人	11人	22人	1面	2	88人	2人	44台	22人	1人	22台	4人/面	1人	4台	70台
野球 (9人制)	大人	9人	9人		1面	2	36人	1人	36台	18人	1人	18台	4人/面	1人	4台	58台
	子供	9人	9人	18人	1面	2	72人	2人	36台	18人	1人	18台	4人/面	1人	4台	58台

以上の検討内容および敷地条件等から普通車用駐車区画を 100 台、車いす用駐車場 3 台、大型バス用駐車区画を 2 台の合計 105 台の駐車場とする。

配置図

資料3



グラウンド	1.5ha
管理棟	(350 m ²) ※上記に含む
駐車場・進入路	0.3ha
森林・緑地	1.4ha
その他	0.2ha

認可・実施	当初 第 回変更
年度・番号	令和 5 年度 第 号
路線名	(仮称) 新志津運動公園
工事名	(仮称) 新志津運動公園整備基本計画策定業務委託
地名	草津市馬場町 地先
図面名	土地利用計画図
縮尺	S=1:1200 (1:600)
図面番号	枚ノ内
草 津 市	

維持管理方法の検討

1 維持管理作業

公園の維持管理作業として、以下の項目と作業頻度が想定される。

表6 公園の維持管理作業と頻度

	項目	作業頻度		項目	作業頻度
1	園内施設修繕	随時	6	建物清掃	隔月 1 回
2	樹木剪定	年 1 回	7	排水施設清掃	年 1 回
3	清掃工	月 1 回	8	病虫害防除（高木）	年 1 回
4	除草工	年 2 回	9	電気設備保守点検	月 1 回
5	ごみ処分	随時	10	消火器等点検	年 1 回

2 維持管理方法

草津市が所管するスポーツ施設については、社会体育施設および都市公園内の運動施設があり、一体的な管理運営を図ることで、より効率的で効果的なサービスの提供・充実に努めてきた。

当該施設についても、スポーツ施設であることから、前述の施設とともに指定管理者制度による一体的な管理運営を行う。

全体整備計画（事業費・全体事業スケジュール）

1 事業費

（仮称）新志津運動公園の事業費は約 23.6 億円と見込まれる。

表7 事業費の見込み金額

施設整備費	金額
土木工事、建築工事費	約 22.6 億円
調査・測量・設計費	約 1.0 億円
合 計	約 23.6 億円

※ 用地取得費を除く

2 全体事業スケジュール

（仮称）新志津運動公園の全体事業スケジュールを以下に示す。

表8 全体スケジュール

年度	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
基本計画	→						
測 量		地形 測量	用地 測量				
基本設計			→				
実施設計				土木設計 建築設計			
用地取得 登 記				→			
工 事					→		
供 用							R11 年度 以降

(仮称) 新志津運動公園整備基本計画
(計画素案)

令和 6 年 5 月
草 津 市

以降、計画素案全編